

省エネルギー設備等への更新・導入 を支援します

～令和7年度東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業～

物価やエネルギー価格の高騰等の影響を受けている中小企業者や小規模企業者の皆さまのランニングコスト削減の取り組みを支援するとともに、脱炭素社会の実現を図るため、省エネルギー設備への更新や太陽光発電システム等の導入の費用を補助します。

補助対象者

- ①市内に本店又は支店若しくは営業所等の事業所を有する中小企業（小規模企業者・個人事業主を含む）
※「資本額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが、下表の業種ごとの値を下回る事業者
- ②市税等を滞納していない者
- ③東根市の他の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がない者



分類	中小企業者		小規模企業者
	資本額又は出資の総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
建設業			
運輸業			
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	
サービス業		100 人以下	
その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下

補助対象設備・要件

補助対象設備	要 件
(1) 省エネルギー設備	※既存設備からの更新で、補助対象経費が20万円以上の事業のみ対象
エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器	新品の状態で購入した設備で、次のいずれかを満たすもの ①統一省エネラベルの多段階評価が星4以上のもの ②多段階評価の表示がない設備で、従前の設備と比較して、15%以上または同等以上と認められる省エネ効果等がホームページ、カタログ等で確認することができるもの
LED 照明器具、LED 電球	新品の状態で購入した設備で、従前の設備と比較して、15%以上または同等以上と認められる省エネ効果等がホームページ、カタログ等で確認することができるもの
(2) 太陽光発電システム	新品の状態で購入した設備で、次のいずれかを満たすもの ①新規に太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置するもの ②既に太陽光発電設備を設置しており、新たに蓄電池のみ設置するもの

補助対象設備	要 件
(3) ペレット・薪ストーブ	新品の状態で購入した設備で、次のすべてを満たすもの ①新規に設置するもので、業務用として使用するもの ②E N（ヨーロッパ・ノーム）、E P A（米国環境保護庁）等の承認を受けた設備、二次燃焼機能若しくはこれと同等以上の機能を有する設備又は当該承認を受けた設備と同等の水準の環境性能を有するもの

※令和8年3月末までに設備の設置（支払含む）を完了し、実績報告していただく必要があります。

補助対象経費

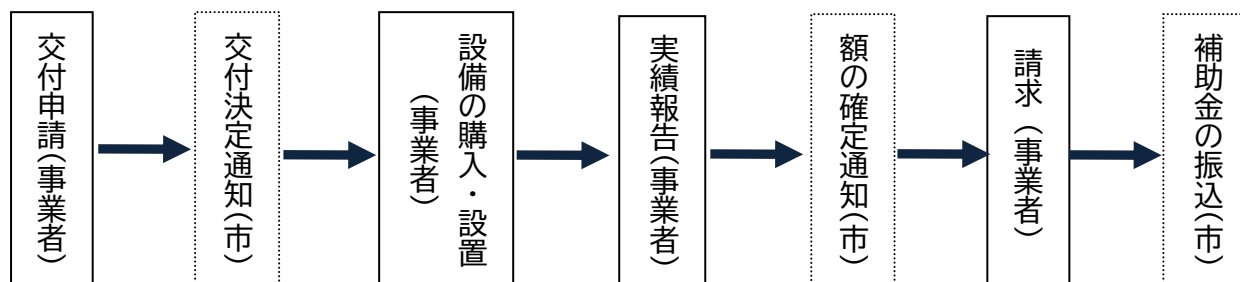
補助対象設備の購入、運搬、設置及び更新に伴う既存設備の撤去に要する経費

※消費税及び地方消費税は除く。

補助率(補助上限額)

- | | |
|----------------|--|
| (1) 省エネルギー設備 | 1/3 (50万円) |
| (2) 太陽光発電システム | <p>【同時設置】 蓄電池の初期実効容量1kWh×5万円 (50万円)</p> <p>【蓄電池のみ設置】 蓄電池の初期実効容量1kWh×2万円 (20万円)</p> |
| (3) ペレット・薪ストーブ | 1/3 (50万円) |

補助金交付手続きの流れ



※補助金の交付決定前に購入又は発注したものは対象になりません。

提出書類

交付申請時

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助対象経費が分かる書類（見積書等の写し）
- 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- 補助対象設備の設置場所の位置図・配置予定図
- 従前の設備の状況が確認できる書類・写真（省エネルギー設備のみ）
- 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるものの写し
- 市税等情報確認承諾書（様式第2号）
- その他市長が必要と認める書類

実績報告時

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等の写し）
- (3) 補助対象経費に係る明細書又は請求書の写し
- (4) 設備の導入等を行う前の状況を示す写真
- (5) 設備の導入等を行った後の状況及びその品番ラベルの写真
- (6) 補助金交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類（変更後の見積書等の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

申請書類

東根市ホームページ（<https://www.city.higashine.yamagata.jp>）からダウンロードできます。

申請受付開始

令和7年4月1日～ ※但し、予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

申請先・お問い合わせ

東根市役所 経済部商工観光課 商工労政係
〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号
電 話：0237-42-1111（内線：3112・3119）
F A X：0237-43-1151